

令和4年度
「児童・生徒ボランティア活動普及事業」実施要綱

1. 目的

本事業は、市内の小学校・中学校及び高等学校の児童・生徒のボランティア活動や様々な体験活動を通じた健全育成と、家庭や地域社会への福祉教育の啓発を図ることを目的とする。

2. 主催

南相馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）

3. 本会の役割

各校の活動の推進を図るため、本会は主に次のことを行う。

- (1) 事業の全体計画の策定および、各学校、関係機関・団体相互の連携を密にするための総合調整。
- (2) 各学校の活動の場の開拓と受入れの促進、およびそれらに必要な連絡調整。
- (3) 各学校が実施する活動への協力援助並びに、必要に応じた活動費の助成。
- (4) 関係資料の作成、情報の提供。
- (5) その他、事業の推進に必要な協力。

4. 各学校の取り組み

各学校では、本事業の具現化を図るため、下記のような活動を 教育課程の中に位置付け実施する。

(1) 校内活動

①共同募金活動

- ・赤い羽根共同募金・歳末たすけあい 募金活動（全校）
- ・赤い羽根 標語募集（全児童生徒）

②福祉体験学習

- ・手話教室 ・介護教室 ・高齢者擬似体験 など

③ボランティア活動・福祉活動の校内発表会（文化祭等にて）

※全児童・生徒、保護者への啓発を目的とする。

(2) 社会福祉協議会等、関係機関・団体との共同活動

①社会福祉協議会事業への参加

- ・サマーショートボランティアスクールへの参加（中学校・高等学校）
- ・高齢者・障がい者交流事業などへの参加
- ・上記事業の参加者へのお手紙やプレゼント贈呈
- ・ふくしのスローガン募集（全児童生徒） など

(3) 地域での活動

①地域における文化・伝承活動や 福祉活動への参加

- ・生涯学習センター、地域のボランティア団体などとの共同活動

②福祉施設などへの訪問活動

5. 活動助成金

本会は、各学校が行う本事業の具現活動に要する経費の一部として、1校あたり3万円を上限として助成金を交付する。

なお、財源については「共同募金配分金」を活用する。

(1) 助成金の交付申請

本事業の助成金の交付を受けようとする学校は、事業実施の1か月前までに別に定める児童・生徒ボランティア活動助成金交付申請書（様式1）に必要事項を記入し、本会に提出するものとする。

申請受付期間は、令和4年9月1日（木）までとする。

(2) 助成金の交付額決定および交付

本会は、各学校からの申請内容を速やかに審査し助成金の交付額を決定し、各学校へ通知する。

助成金は、申請時に各学校が指定した方法により、本会が指定する日に交付する。

(3) 実績報告

事業を実施した学校は、事業が完了した日から起算して30日以内に、別に定める児童・生徒ボランティア活動助成事業実績報告書（様式2）を、本会に提出するものとする。

(4) 経 理

各学校は、この事業に係る経費と他の経費とを明確に区別して適正に管理すること。

助成金の使途については、本事業の趣旨に沿った有効な活用に努めること。

(5) 様 式

①申請書関係

○様式1 … 「児童・生徒ボランティア活動助成金（共同募金配分助成事業）交付申請書」

・付表1 … 「児童・生徒ボランティア活動普及事業実施計画書」

・付表2 … 「助成事業の収支計画書」

②実績報告書関係

○様式2 … 「児童・生徒ボランティア活動助成事業（共同募金配分助成事業）実績報告書」

・付表1 … 「児童・生徒ボランティア活動普及事業実績報告書」

・付表2 … 「助成事業の収支決算書」